

新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について

1. 在宅利用の対象者

新型コロナウイルスの影響等により、事業所への通所利用が困難となった者。

2. 在宅利用の届出について

- ・在宅利用を実施する事業所は、別紙 2 - 2「新型コロナウイルス対応に伴う生活介護事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」または、同等の内容が記載された任意の書類を桶川市健康福祉部障害福祉課までご郵送ください。
  - ・令和 2 年 4 月 1 日以降、別紙 2 - 2 等での実施開始日の届出をもって本取り扱いの適用とします。
  - ・届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。
- ※事業所の運営規定の変更は不要です。  
※利用者の市役所への支給申請等は不要です。【通常の受給者証（通所・在宅利用を問わない）をお持ちであればサービス提供可能】

3. サービス提供について

サービス提供に係る用件については、次の通りとします。

- ① 在宅において日常生活や生産活動等に係る支援を提供できる体制が確保されていること。
- ② 在宅利用の内容について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者家族、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。
- ③ 原則、居宅に訪問し支援を行うこと
- ④ 利用者から居宅への訪問を拒否された場合など、訪問による支援が困難な利用者については、電話等による利用者の健康管理や相談支援等の支援を可とする。また、居宅介護等のサービス利用が必要であれば障害福祉課や計画相談事業所と調整すること。
- ⑤ 利用者が生産活動を行う上で、疑義が生じた際の照会などに対し、随時訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑥ 在宅支援を行う場合でも利用者負担額が発生することを利用者に説明し同意を得

ること。

⑦ 緊急時の対応ができること。

#### 4. 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会への請求となります。

また、新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な支援体制とした初月の翌月 10 日までに支援体制の内容が確認できるもの（任意書式）を桶川市健康福祉部障害福祉課まで郵送ください。

※初月の個別支援計画書の写しにより報告する場合、利用者確認欄の記入（サイン）が提出期限に間に合わない場合は、記入後の提出で差し支えありません。

#### 5. その他

- (1) 本取り扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
- (2) 本取り扱いの対象者は桶川市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者にご確認ください。
- (3) 今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件及び手続等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取り扱いですのでご注意ください。

#### 6. 届け先住所

〒363-8501

桶川市泉1-3-28

桶川市健康福祉部障害福祉課